平成29年度 第3回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時:平成29年12月26日(火)

開催場所:漁信基ビル602会議室

議事録

宮城県農林水産部農村振興課

「平成29年度第3回宮城県農村振興施策検討委員会」

司会(髙橋技術副参事): 定刻となりましたので、これより、平成29年第3回宮城県農村振興施 策検討委員会を開催致します。はじめに、鴇田農村振興課長より挨拶を申し上げます。

[鴇田農村振興課長]:担当課長としてご挨拶を申し上げます。皆様におかれましては、年末の大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして大変ありがとうございます。

本日は今年度第3回目の施策検討委員会ということになりますが、今月になりまして、当県にとって大変喜ばしいニュースが飛び込んで参りました。去る12日に大崎地域が東北で初めて、日本で9番目の世界農業遺産に認定されました。これは国連食糧農業機関FAOから認定を受けて既に新聞等で報道もされているところでございます。この度の認定は、宮城県の先人の努力と知恵に育まれた巧みな水管理による水田農業システム、これが高く評価をされて、さらに伝統文化や多様な生態系に恵まれた大崎地域が好評価を得たということです。今回、世界遺産への日本からの申請は3案件出されていますが、大崎地域だけが先行して認定されております。この認定を受けまして、大崎地域の魅力を再発見する機会としていきたいと考えておりますし、さらには地域からの積極的な情報発信、あるいは都市農村交流、インバウンドの拡大など、今後の地域振興に大きくつながっていくよう、県としても、支援をして参りたいと思っております。

さて、本日は、本年度第3回目の委員会ということでございますが、委員の皆様方におかれましては任期2年間の最後の委員会と認識しております。これまで、関係事業の内容や各種検討事項について、貴重な御意見を頂戴し、各種の示唆に富んだ御助言を賜りましたこと、心から感謝申し上げます。

本日の議題といたしましては、今年度の各種事業の実績見込み、さらには来年度の活動計画を 説明させていただくとともに、「中山間地域等直接支払」では第4期対策の3年目である今年度に おいて、中間年評価を実施することとしており、実施市町からの報告に基づき、本日、本委員会 で検討し、評価いただくことになっております。

今日,ご出席していただいた委員の皆様からは、忌憚のない意見をいただいて、今後の当県の 農村振興施策に活かして参りたいと思いますので、よろしくお願いを致したいと思います。

司会:続きまして、当委員会の大泉委員長から挨拶をいただきたいと思います。

|大泉委員長|: 大泉でございます。皆様, ご苦労様でございます。

11月に実施して以来の開催になりました。これは、今ほど鴇田課長からご説明ありましたように、1つは中山間地域等直接支払の中間年評価をご議論いただくことにしておりまして、それと同時に委員任期の期限前に実施したいという事務局の判断によって、年の押し迫った今日に設定をさせていただきました。

それで今年度振り返りますと、1回目には皆様と一緒に3事業の現地調査を行いまして、内川 ふるさと保全隊、芋沢集落や石母田ふる里保全会の内容をいろいろ勉強して参りました。それで 先月2回目は、主に多能的機能支払の広域化のご議論をいただきました。

今回は、先程の課長からの挨拶のとおり、3事業について、29年度実績見込みと来年度の計画について説明があると思いますし、中でも中山間地域等直接支払の中間年評価というものが、今日の重要な審議対象となります。事務局から丁寧に説明をしていただきたいと思いますので、忌憚のない御意見・御助言をお願いしたいと思います。甚だ簡単ですが、これで委員長挨拶と致します。よろしくお願い致します。

司会:ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、本日の委員会の資料を確認致します。

委員には、事前に資料を送付しておりましたが、中山間地域直接支払の中間年評価の資料、中山間のPRパンフレット、修正した次第・名簿等を追加しております。出席予定の寺島委員、庄子委員が今日は欠席ということで名簿を訂正しております。それでは委員会の方を進めさせても

らいたいと思います。

本委員会は条例第五条の2の規定により、委員の半数以上の出席で、成立することになっておりますので、本委員会は成立していることをご報告いたします。また、本委員会は、県の「情報公開条例」に基づき公開としておりますので、本日の議事録につきましては、後日公開となりますのでご承知願います。議事録作成のため、ICレコーダーにより録音させていただきますので、恐れいりますが、発言の際はマイクをお願いしたいと思います。

それでは、これより議事に入りますけれども、本委員会は条例で委員長が議長となることになっておりますので、ここからは大泉委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

大泉委員長: それでは議事を進行して参りたいと思います。最初の「多面的機能支払交付金事業 について」,事務局からご説明お願い致します。

|今野技術主査|:農村振興課の今野と申します。多面的機能支払交付金を担当しております。座って説明させていただきます。

お手元の資料1をご覧下さい。多面的機能支払交付金の1「平成29年度の実績(見込み)」について、それから2「平成30年度の計画について」の2点について説明させていただきます。

資料の1ページをお開き下さい。1「平成29年度の実績の見込み」につきまして,(1)「取組面積等」でございます。平成28年の実績ですが,こちらは市町村数が33,組織数が983,取組面積が72,096~クタール,農振農用地のカバー率が60%となっております。それから平成29年見込みですが,市町村数は同じく33,組織数は992,取組面積が73,185~クタール,農振農用地のカバー率61%,増減につきまして組織数が9,取組面積が1,089~クタール,農振農用地のカバー率が1%の増加となります。活動の内訳につきましては,下の方に平成28年実績及び平成29年度の見込みを記載しておりますので,確認いただければと思います。

(2)「交付額」につきまして、平成28年度の実績としましては農地維持それから資源向上の共同、資源向上長寿命化、こちらの3つ合わせまして、交付金総額ですが2,711,059千円、平成29年度の見込みとまして2,731,940千円、増減がプラスの20,881千円の増となります。長寿命化でございますが、こちらに関しては国からの割り当てが少なかったということもありまして、マイナス37,556千円となっております。

続きまして(3)「活動実績」に移ります。まず①「支援研修会等の実施」でございます。1つ目の市町村担当者会議ですが、こちらは3回のうち2回を4月と7月に開催しております。残り1回は2月上旬に開催する予定しております。

続いて2ページをお開き下さい。2ページ上段の「新規市町村担当者説明会」。こちらは平成29年度から新たに担当者となった市町村及び県地方機関の担当者を対象に、事業制度の基礎を説明しております。こちらは平成29年4月26日に開催しております。

続きまして「農地維持支払・資源向上支払に係る対象組織支援研修会」でございます。こちらは県内7会場で開催しております。各活動の事務手続き等を説明しており、実際に活動組織の方が出席者として参加されておりまして、参加者は約2千名弱になっております。会場につきましては下のほうに開催日と会場名、それから出席者数を記載しておりますのでご覧いただければと思います。

次に②「指導及び支援体制の強化」ということで、「推進協議会事務局会議」を開催しております。こちらは平成29年4月と10月に開催しておりまして、各活動組織の実施状況や市町村の指導状況等の県内情報共有を図り、効果的な指導助言を行うための会議として行っております。また、事業推進上の連絡調整を図るスタッフ会議を年間通じて随時開催しておりまして、今年は12月までに6回開催しております。

続きまして「活動組織を対象とした中間指導の実施」でございます。こちらは市町村からの要請を受けて、市町村が実施する中間指導に県地方振興事務所も同席して指導支援を行っております。また必要に応じて、推進協議会事務局からも同席して指導支援を実施しております。こちらは平成29年度の10月から12月まで実施しております。平成30年と書いておりますけれども平成29年でございます。

続きまして「東北農政局が実施する施設の長寿命化活動の現地検査」でございます。こちらは

平成28年度に実施した県内125組織の中から8組織が抽出されて検査を実施しております。こちらは平成29年8月24日と9月7日に実施されております。

それから「東北農政局が実施する活動組織抽出検査」。こちらが県内の 992 活動組織の中から 27 組織が抽出されて検査を実施する予定でございます。平成 30 年 2 月 8 日, 9 日に開催される 予定になっております。

続きまして3ページに移ります。「各種手引き等の作成・PR活動」でございます。活動の手引きの作成、それから今日、配布しております広報誌「ぐるみ」のパンフレットの作成等を行っております。また、協議会のホームページにもアップしていただいております。

それから,みやぎまるごとフェスティバル。こちらは平成29年10月14日から15日にかけて 県庁周辺で行われましたけれども,こちらでPR用のパンフレットの配布を行っております。

それから③「宮城県農村振興施策検討委員会」でございます。こちらは第1回,2回目まで開催しておりまして,3回目が本日の平成29年度の実績見込みと平成30年度の計画の報告となっております。以上で平成29年度の活動実績の説明となります。

続いて4ページをお開き下さい。4ページからは「平成30年度の計画について」になります。まず始めに(1)「取組目標面積等」については、こちら表の上段に平成29年度の実績見込値が書いており、組織数992に対して30年度は下段の1,020、取組面積は上段73,185ヘクタールに対して76,800ヘクタール、交付額につきましては2,731百万円に対して2,819百万円の予定としております。この場合では農振農用地面積119,764ヘクタールの64%をカバーします。実施市町村数は33市町村で去年度同様の数となっております。

続いて(2)「平成30年度事業推進について」でございます。平成30年度につきましては、みやぎ食と農の県民基本条例における施策の推進方向と定められております①「農地と水、農村景観の保全管理」、②「多面的機能への県民理解の向上」、③「事業評価と推進課題の検討」を加えて事業を推進していきたいと考えております。

まず①「農地と水、農村景観の保全管理について」でございますが、「農村の地域資源の保全管理面積の拡大に向けた取組」でございます。この保全管理面積の拡大に向けた取組ということで、具体的には市町村へ沿岸被災区域の農地整備事業の状況等を情報提供するということを考えております。当県におきましては沿岸被災地域の復旧復興事業区域においては、今後担い手への農地集積が進むことから、従前とは異なる地域の維持管理体制の再構築が必要になってくると思われます。そのため、沿岸被災区域のほ場整備実施区域で多面的機能支払交付金の活動が未実施である地域について、その状況を図面に示して、わかりやすい形で市町村へ新規地区の賦存量として情報提供していきたいと考えております。

続きまして「市町村の円滑な事務処理体制の支援」でございます。まずi)の市町村担当者会議の開催です。こちらは市町村が事業推進上、抱える問題等を解決していくためにテーマ別の意見交換を開催していきたいと考えております。平成29年度につきましても、広域化の話や予算の話について意見交換を行っていますが、市町村の担当者から好評だったので、こちらを継続していきたいと考えております。

それからii)の活動組織中間指導の実施です。担当者が異動になった市町村を中心に県及び推進協議会が市町村の実施する中間指導に同席し、助言等を実施していく予定です。

それからiii) の農政局による現地調査,抽出検査の対応については検査の結果,指摘事項を受検市町村以外にも速報としてメールで通知し,詳細を担当者会議で情報提供するというような形で伝えていきたいと考えております。

それから「活動組織の円滑な運営の支援」です。 i) の活動組織支援研修会の開催は今年度同様, 県内の7会場で活動組織に制度改正点や事務処理, 安全管理等の留意点を説明していきたいと考えております。

それからii)の活動組織の広域化及び合併による体制強化の支援は市町村や事務局を担う団体等を対象とした「広域化推進会議」を開催したいと考えております。

活動組織の中には構成員の高齢化や会計事務担当の後継者不足などの問題に直面し、今後の事業継続が危ぶまれる状況となっているところもあると聞いておりますので、県としても組織体制の強化について支援していきたいと考えております。

そうした中、活動組織の広域化及び合併というものはその解決策になり得るものであるため、

県としても推進協議会と協力しながら関係市町村や活動組織に対して、広域化の必要性を説明するとともに、広域協定の事務局となり得る団体に対しても、そのメリットや事例などを紹介しながら広域化の必要性について説明していきたいと考えております。このような内容の会議等も開催して取り組んでいきたいと思います。

それから平成30年度につきましては、大河原管内で2つ、それから仙台管内で1つ、広域化を 進めるという動きがありまして、それに向けて調整しているという状況でございます。

それから②「多面的機能への県民理解の向上」でございます。 i)の広報誌の作成ですが、今日配付しております「ぐるみ」を年3回発行しまして、それらを活用して当該事業で実施する各種活動や活動組織の取組事例を紹介していきたいと考えております。

- ii)の推進協議会HPの運営ですが、推進協議会HPの拡充、例えば会員限定ページを作成してQ&Aを載せることなどを検討していきたいと考えております。
- iii) の各種PRにつきましては、七夕まつりや、みやぎまるごとフェスティバル、またパネル展などで事業のPRを実施していきたいと考えております。

続いて③「事業の評価と推進課題の検討」ということで、本事業の内容、それから推進上の課題等につきましては、本日の検討委員会で開催してご意見をいただきながら、またアンケート調査等を行いまして、全活動組織から事業実施の効果や今後の取り組みの方向性を確認するということも行っていきながら進めていきたいと考えております。

平成30年度の事業計画については以上となりまして,5ページ以降はグラフを載せております。図1が事業の推移ということで,これまでの取組面積,活動組織の数,カバー率をグラフに示しております。

それから図2では、東北6県の広域化の状況ということで、各県の組織数と広域協定数を棒グラフで書いて、割合を折れ線グラフで記載しております。

それから6ページの上段の図3は、宮城県の広域協定数ということで、管内別に平成28年度末現在でございますが、棒グラフは組織数、それから黒の斜線が広域協定数、オレンジ色の折れ線グラフが広域協定の割合ということで記載しております。

それから図4でございますが、こちらは宮城県の広域協定の面積割合ということで、市町村別に組織の中でどのぐらい広域協定が進んでいるか、各市町村の取組面積に対して、広域協定の面積がどの程度かを割合で示しております。

それから図5は、同じく宮城県の広域協定数の割合で、こちらは市町村毎の取り組み組織数に対して広域協定の数がどの程度になっているかを図として示しております。

それから、7ページには多面的機能支払交付金の状況で、市町村別の平成28年度の実績と平成29年度の実績見込み、その差ということで記載しております。表の中で1つ訂正がございまして、栗原市の平成28年度の実績ですけれども、2、367、667という数字が入っていますが、こちらは正しくは443、202でございまして、差引の欄のB-Aの差引の部分が、1、942、048となっておりますが、こちらはマイナスの17、583でございます。こちらを訂正いただければと思います。

さらに資料の1ページの(1)の取組面積等の下の活動内訳ですけれども、こちらは平成29年の見込みの農地維持の組織数と取組面積ですけれども、組織数983を992に、それから取組面積も72,101を73,185に訂正していただければと思います。それに伴い増減につきましては組織数が9増、取組面積が1,089~クタール増で対前年度の組織数が101%、取組面積が102%、こちらに訂正をいただければと思います。

以上,多面的機能支払交付金の平成29年度の実績見込と30年度の計画の説明を終わらせていただきます。

大泉委員長: ありがとうございました。委員の皆様からの質問, 意見等がございましたらお願いを致します。

大泉委員長: ご質問ありませんか。 2つ質問したいのだけれども、 1つは中間指導です。中間指導でどういった意見が出てくるのですか。指導しなければいけないようなことを行政側で決めてやるのですか。それとも向こうから何か出てきて、それに対して答えていくのですか。

今野技術主査:中間指導では、例えば支払いの状況とかを金銭出納簿で確認するとか、領収書とかを合わせて確認するとか、適正に事務がされているかを確認し指導しています。

|大泉委員長|:そうですか。別に組織から課題とかは出てこないですか。

|今野技術主査:会計的な事務処理の指導がメインになっています。

大泉委員長: わかりました。もうひとつは、2014年度、2015年度から急激に組織や面積が増えましたがこの要因は何ですか。

今野技術主査: 事業が法制化されて今後も法律で定められた事業ということで継続されるということになり、組織としても市町村としても取り組みやすくなったし、取り組んでいきたいという組織が出てきたということで増加となっています。

大泉委員長:わかりました。いかがでしょうか。

高橋専門委員: 4ページに多面的機能への県民理解の向上というので、いろいろやられている中で、広報誌の作成をして、3回発行していますが、この配布先はどういったところへ配布しているのですか。

|今野技術主査|: 広報誌の方に関しましては、活動組織の方にも各組織に5部ずつは届くように配布しております。

高橋専門委員:活動組織だけですか。県民理解の向上というところであえて書いてあるから、広範囲にあらゆる分野に配付していないのですか。

<u>今野技術主査</u>:現状では組織だけだと思います。確かに多様なところへの県民理解という意味であれば検討していきます。

高橋専門委員: それと関連です。iii) 各種PR活動。これはいつも七夕まつり、みやぎまるごとフェスティバル、パネル展だけなのですけれども、それ以外に拡充とかそういった議論はないのですか。

| 佐々木班長 | : 十分という考え方ではないですけれども、七夕まつり、みやぎまるごとフェスティバル、パネル展につきましては、内容を変えながら説明していっているところで、この他のPR 活動については、今のところ検討はしておりませんが、ご意見をいただきまして、いろいろな場でPR出来るように検討していきたいと考えております。

高橋専門委員:参考までに他県では、小学校の副読本にしたりして、広く底辺の拡大に図るような取り組みもしているようですが、そういう各種情報交換の場というのは、東北とかで昨今やられているようないろいろな情報があるようですから、出来ればそういったところで良い事例などを参考にしていただければというふうに思います。

|佐々木班長|:ご提案ありがとうございます。

大泉委員長: これから多面的機能支払, 大事になってくると思いますので頑張ってやって下さい。 今日の主要議題でもあります「中山間地域等直接支払交付金事業について」, 事務局からご説明を お願い致します。 <u>佐藤主事</u>:「中山間地域等直接支払交付金」担当の佐藤と申します。座って説明させていただきます。

資料の1ページをお開き下さい。(1)「取組面積」です。平成28年度の実績につきましては市町村数13,協定数は232,取組面積は2,267~クタールで行っておりました。平成29年度は協定数が233,取組面積が2,272~クタール,1協定5~クタールの増となります。

続きまして (2) 「交付額」です。こちら平成 28 年度の実績につきましては,総額で 330,323 千円,国費では 159,373 千円となります。県費及び市町村費につきましては,85,475 千円となります。平成 29 年度の見込みにつきましては,総額で 333,126 千円,国費で 160,771 千円,県費及び市町村費につきましては,86,178 千円となります。増減といたしまして,総額では 2,803 千円の増,国費では 1,398 千円の増, 県費及び市町村費では,703 千円の増となります。

続きまして(3)「活動実績・計画」です。まず①「担当者会議,支援研修会等の実施」です。 i) 市町村担当者会議につきましては,平成29年度の8月29日に市町村担当者及び県の事務所の担当者を対象に開催いたしました。ii) の協定活動支援研修会につきましては,平成30年1月17日に開催を予定しております。場所は大崎市の鎌田記念ホールとなります。

- ②「指導及び支援体制の強化」と致しまして、抽出検査の実施を予定しております。こちら 12 月から来年の 3 月頃までにかけて実施を予定しております。実施要領の運用に基づきまして、各協定組織で適切な活動が行われているかを対策期間中に全協定を検査することになっており、市町村からの要請に応じて、県地方振興事務所も同席し指導を支援して参ります。
- ③「中間年評価の実施」と致しまして、中山間地域等直接支払交付金の実施要領第13及び実施要領の運用第17に基づいて中間年評価を実施しております。

続きまして 2ページの平成 30 年度の計画についてです。(1)「取組目標面積等」につきましては組織数が 233、取組面積が 2,272 ヘクタール、交付額が 33 百万円で、平成 29 年度と同額の実施を見込んでおります。

- (2)「平成30年度事業計画について」です。①「担当者会議,支援研修会等の実施」と致しまして,i)活動支援研修会の開催では,県内6会場で協定組織に対する研修会を予定となっております。
- ii) 市町村担当者会議の開催につきましては、国からの制度改正点等を伝達及び適正な事務処理について指導していく予定となっております。
- ②「指導及び支援体制の強化」と致しまして, i)抽出検査は,平成29年度と同様,実施要領の運用に基づき,検査を行って参ります。
- ③「第5期対策」は、平成32年から平成36年度へ向けた取組の推進ということで、i)賦存 量調査の実施と致しまして、事業未実施市町村を含めて今後の賦存量についての調査を実施する 予定となっております。
 - ii) 中間年評価結果を受けた推進等の検討を今後行っていく予定となっております。
- ④「事業の評価と推進課題の検討」といたしまして、来年度の宮城県農村振興施策検討委員会で評価を行って参ります。
- ⑤「実施状況の公表」と致しまして,「平成 29 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況」として,交付金の交付状況や活動の実施状況等について,県政情報センター及び県ホームページで公表予定となっております。
- 3ページが市町村別の平成28年度の実績と平成29年度の実施見込になっておりますので、ご確認をお願い致します。
 - 以上で平成29年度の実績見込み及び平成30年度の計画についての説明を終了致します。

性々木班長: その前にページ1ページ目になりますけれども訂正をお願いします。(1) 取組面積等です。主な増加の理由というところの2番目にあります,協定面積の増加(丸森町(1),栗原市(3),仙台市(\triangle 2))となっておりますけど,仙台市の次に気仙沼市(3)が入ります。次に3ページ目の表ですけれども,四捨五入の関係がありまして,丸森町が1増に変更となり,取組面積の増減が合計で6増から5増に修正をお願いします。四捨五入の関係で表記が異なっておりました。

佐々木班長:引き続き都道府県の中間年評価についてご説明させていただきます。佐々木と申します。よろしくお願いします。

資料は今日お渡ししました追加資料と別紙の中山間地域等直接支払交付金の実施要領の抜粋という資料。もう一つ、こちらの中山間地域等直接支払の平成29年版のパンフレット。こちらの3点使いましてご説明させていただきたい。

それでははじめに、こちらの中山間地域等直接支払交付金実施要領(抜粋)をご覧いただきます。「第 13 交付金交付の評価」では、中間年評価と最終評価を実施するということになっております。こちらの 3 番目になりますけれども、都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果について地方農政局長を経由して農村振興局長に報告することになっております。こちらの中間年評価につきまして、平成 30 年 6 月末までに実施することになっております。 2 ページですが、全体的なスケジュールは、市町村及び協定組織で平成 29 年 12 月頃までに評価をして、県でとりまとめを行い、平成 30 年 2 月頃までに東北農政局に報告するという流れになっております。

続きまして3ページの「都道府県段階の評価について」説明します。こちらの評価の目的の1番目は、「集落協定等の評価結果において課題のある市町村を明確にし、必要な指導・助言を強化」。2番目は、「市町村の推進体制と集落等への支援内容を評価し、必要な指導・助言を強化」。3番目は、「都道府県の推進体制と市町村への支援による効果を検証し、より効果的な支援を検討」。4番目は、「都道府県下における制度の成果と課題の明確化など」。ということを目的に今回の評価を行うことになっております。

評価の内容として、3「評価の対象」がありまして、初めの「協定の評価」。2番目「市町村の推進活動等の評価」。3番目「都道府県の推進活動等の自己評価」。4番目「制度の成果と課題」を取りまとめることにしております。取りまとめ様式は、次の5ページの様式2-2になります。それに付随しまして、様式2-2の別紙1、別紙2、別紙3という様式がございます。

9ページをご覧下さい。こちらが市町村の判断基準となり、後ほどご説明します、優良、適当、要指導助言、返還等という市町村から提出される評価の内容については、ガイドラインで示されております。

それでは追加資料をご覧いただきたいと思います。 1ページ目になります。都道府県中間年評価書の内容を説明させていただきます。

こちらの評価書は、協定の概要と実際の評価する内容を記載しております。県内におきましては市町村数、35 市町村ありますけれども、中山間地域、8 法指定に指定されております市町村が17 市町村ございます。その内、中山間直接支払に取り組んでいる市町村が13 市町村でございます。

協定組織数は全協定で 233 協定ございます。集落協定と言われるものが 223 協定。個別に協定しているものが 10 協定ございます。この中で交付単価の基礎的活動と体制整備を行っている内容によって、8割単価と 10割単価に分かれており、それにつきましては、こちらのパンフレットをご覧いただきたいと思います。 4ページ目になります。①が基礎単価と言われる「農業生産活動等を継続するための活動」。こちらだけを行いますと交付単価の8割になっております。体制整備単価は、「体制整備のための前向きな活動」を取り組みますと、1と2を合わせまして 10割単価を交付できる仕組みになっております。8割単価のみで活動しているところが81協定、10割単価で活動しているのが151協定ございます。交付単価の内訳は2ページ目をご覧下さい。地目別に急傾斜,緩傾斜毎に分かれまして、交付単価を記載してございます。例えば田であって急傾斜地1/20以上であれば10アール辺り21,000円が基礎的な単価になっております。

評価書に戻りまして,交付面積が 2,272 ヘクタールございます。こちらの加算単価面積につきましては,パンフレットの5ページをご覧いただきたいと思います。

集落連携・機能維持加算は、加算額が地目にかかわらず 10 アールあたり 3,000 円。小規模・高齢化集落につきましては、加算額が田の場合 10 アールあたり 4,500 円。超急傾斜農地保全管理加算は田畑の場合 10 アールあたり 6,000 円とこういう加算が出来るような仕組みになっており、取り組んでいる面積が 161 ヘクタールです。その内、集落連携加算が 141 ヘクタール。超急傾斜処置の加算額が 20 ヘクタールとなっております。交付面積の地目別交付面積の割合は、田が 2,075 ヘクタール、畑が 66 ヘクタール、草地が 64 ヘクタールで、牧草地が 67 ヘクタールとなっており

ます。交付基準別交付面積は、急傾斜と緩傾斜さらに小区画・不整形に区分されておりまして、 急傾斜地が 1,530 ヘクタール、緩傾斜地が 734 ヘクタール、小区画・不整形が 8 ヘクタールとなっております。交付総額として 3 億 3 千万円になっており、その配分割合は、個人に 6 割、共同の取り組みに 4 割を配分しております。

協定の概要につきましては、1協定あたり参加者数が17名。交付面積が9.7~クタール。交付金額が年間で1,429千円になります。2番目は、参加者1人あたりの年間交付金額が85千円です。1市町村あたりの協定数は18協定、交付面積が174.7~クタールで交付金額が25,625千円になります。

続きまして 1 ページの下の段,交付金交付の評価は,国の要綱の運用の第 17 条で決められております。

1番目が、集落協定の取組に対する評価で、223 協定がございます。(1)「集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況」は、集落マスタープランについての必須事項となっており、10年から15年後の集落の将来像を明確にし、それに向けて交付金の期間の5年間でどういう活動をしていくかというものを予め地域で考えていただいたものとなります。それが達成出来ているかどうか。達成する見込みはどうなのかということを今回、中間年評価で市町村がそれぞれの協定組織に対して評価しています。その市町村が評価したものを集計したものが、一番下の表で「集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況」は、優良が9、適当が209、要指導・助言が5、返還が0という内訳になっております。こちらの要指導につきましては、市町村の判断基準のガイドラインにありますように、実施状況がやや不十分であるが、市町村が指導することによって改善が出来るような状況というものです。

続きましては2ページに移らせていただきます。こちらの「農業生産活動として取り組むべき 事項の実施状況」は、5年間継続されるべき農業生産活動等の必須項目となっておりまして、必 ず実施しなければならない項目となっております。こちらの内訳は3つあり、耕作放棄地の防止 等の活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能を増進する活動の3つについて、優良、適当、 要指導・助言、返還という形で評価しております。耕作放棄地の関係と多面的機能を増進する活 動で、多少、指導の項目はあるのですが、平成31年度の目標に向けて達成できると評価されてお ります。

続きまして(3)「自立的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況」の自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組んでいる協定数につきましては、全部で151協定ございます。その内、A要件「農業生産性の向上」に取り組んでいるのは43組織。B要件の「女性・若者等の参画を得た取組」に取り組んでいるのは5組織。「集団的かつ持続的な体制整備」のC要件に取り組んでいるのは130組織ございます。それぞれについて、優良、適当、要指導・助言という形で評価しております。B要件の「女性・若者等の参画を得た取組」につきまして、全体5の内、要指導・助言が3ということで、割合的には指導・助言が必要だという割合が高いため、今後、市町村に対して適切な指導を行いながら目標面に向けて進んでいく予定にしております。

続きまして(4)「集落協定内における話し合いの状況」につきましては集落協定内で、将来に向けて、もしくは活動の円滑化に向けて話し合いがされていますかという内容で聞き取っているものです。186協定では十分な話し合いが行われていると評価されておりますが、37協定であまり話し合いが行われていないというような状況になっており、市町村を通じて集落連携の取組とか集落戦略の話し合いの機会を通じながら、活発させていくということで予定しております。

続きまして3ページになります。こちらは5番目としまして、「集落戦略の取組状況」の集落戦略は、協定農用地面積が15~クタール以上の協定、又は集落連携・集落機能加算に取り組む協定が、地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくかを見据えて作成するものとされております。これを作成することによって、返還の緩和措置がなされる仕組みとなっております。こちらの取組状況は、24 集落で集落戦略の作成が完了している状況になっており、今後70の協定で作成を行っていくこととしております。引き続きこちらにつきましても、市町村の適切な指導のもとに期間内に作成出来るように進めていくこととしております。こちらにある「該当なし」は、15~クタール未満の協定数でありますが、現在129 ございます。

続きまして2番目の個別協定の取組に対する評価は10協定あり、概ね順調に行われているところですけれども、1組織だけ指導が必要とされており、市町村で31年度の目標達成に向けまして

指導・助言を実施していくということにしております。

全体では、指導・助言以外で優良、適当とされたものが170協定。指導・助言が必要な協定数につきましては63協定ありました。返還等の措置が必要な協定数はございません。

こちらの評価の結果をまとめました制度の評価は、4ページ目になります。こちらの成果と課題について、①から⑤までの国の定められた項目に沿った形で取りまとめております。

- ①「農業生産体制」につきましては各中山間地域と同様ですけれども、高齢化、後継者不足の課題はあるものの、農地荒廃減少、耕作放棄を予防しようという意識の高まりは、この協定を行うことにより高まってきております。そのため、営農を継続する効果は出てきていると評価出来ると考えております。
- ②「所得形成」につきましては、この交付金を活用して、有害鳥獣等の被害防止につきまして 取り組んでいる市町村が70協定あり、少ない中でも白石市でとうもろこし等の高収益作物の導入 を行っている組織。または農産物加工等の6次産業に取り組んでいる組織がでてきており、条件 不利な中山間地域の中で、所得形成に向けてこの協定を通して取り組んでいるところが増えてき ているので、効果が出てきていると判断出来ると考えております。
- ③「集落維持」ですけれども、集落コミュニティの活性化については、高齢化、後継者不足という問題もございますが、多面的機能の維持活動は、共同活動や集落的かつ持続可能な体制整備等の取組を通じまして、継続的に活動が行われております。またこの活動を行うことによって集落での話し合いも活性化していますので、集落ぐるみでの活動によって集落維持がなされて状況となっております。
- ④「行政取組等」は、県の出先機関で市町村の推進活動を支援しておりまして、協定活動が円滑に実施できるような各協定組織の指導・助言が行われており、その取組としまして現状維持、 もしくは多少でありますが面積拡大に繋がっております。
- ⑤「制度全体に係る総合的評価」は、農業生産の維持、地域・集落の活性化、多面的機能維持に関する効果があり、制度に取り組んでいる協定の99%が制度の継続を望んでおり、今後も制度の継続をするように県といたしましても要望していきたいと考えております。

また,交付金事務の煩雑化や高齢化・人口減少による共同活動等への参加者の減少,有害鳥獣の被害等が,今後の事業継続に向けて喫緊の課題であると認識しております。

続きまして5ページからは様式2-2の別紙1となり,それを簡単にご説明させていただきます。「指導・助言の内訳」は,重複回答が有り,項目毎に集落協定数と個別協定数別に,指導・助言が必要な件数をこちらに集計しております。

続きまして6ページになります。「返還措置等の内訳」は、該当がありません。

続きまして 7ページ。こちらが様式 2-2 の別紙 3 「都道府県の推進活動等」になっております。こちらの 1 番目としまして,「市町村の取組に関する集計」は,市町村数が 13 ありまして,1 市町村あたりの担当者数が 1.7 人,県内で中山間に係わる人数につきましては 22 名というような状況になっております。業務の内訳ですけれども,従事日数が多い業務ということで集計をしておりまして,こちらの②番目の「協定書の審査や交付金の交付事務」と,④番目の「実施状況の確認」に時間を要しているというのが,こちらの表から分かります。

続きまして(2)の支援体制につきましては、①「関係機関・団体との連携状況」について記載しております。②「支援チームによる取組」は、改めて中山間の直売の支援チームを結成しているところはございませんので「無」としております。

続きまして(3)「集落等への支援内容・効果」は、こちらは市町村が行った主な内容につきまして、記載しております。共通して実施しているのは、共同の取組活動への指導・助言、実施状況の確認、交付金事務や会計事務の指導及び技術指導。それから事業実施に関する相談等行われておりまして、特徴的なものにつきましては、その下に記載しているような状況です。

続きまして8ページ。こちらが②「市町村による支援の効果」は、各市町村が書かれた支援、 効果につきまして記載しております。

次に、③「市町村の自己評価結果」は、自己評価の \bigcirc 、 \bigcirc 、 \triangle 、 \times の表記をすることになっており、そちらに記載のとおりとなっております。

課題・今後の支援という内容につきましては、共通事項は後継者の育成、人手不足。それから事務の煩雑化。あとは新たな農作物の栽培。そういうものが今後の課題として市町村が捉えてい

る状況となっております。

続きまして9ページ。こちらは2「市町村の自己評価に対する都道府県の評価」になります。 (1)「市町村の推進活動等に関する評価」につきましては、13市町村中12市町村で一定程度の効果があると記載されております。ただし、気仙沼市で東日本大震災からの復興途中でもあり、課題が多い中で、この中山間の取組に十分効果は出ているが、人手不足で手が回っていないとの回答がございました。

- (2)「今後の必要な支援」につきましては、農業生産活動を維持して、事務処理を円滑にできるように県による研修会等を密に開催していく予定としておりますし、集落連携の推進や他事業との連携、地域外の人材の活用等多様な手法等の情報を市町村担当者会議等で提供していきたいと考えております。
- 3 「都道府県による市町村への支援」は、県の地方機関で、既存協定の拡大や加算措置への取組等、市町村に対して説明を随時行いながら、市町村が行う中間指導や抽出検査に同行しまして、市町村の支援を行っております。

また県庁を通じましても,担当者会議,もしくは研修会を開催しまして,支援していきたいと 考えております。

(2)は「市町村に対しての支援内容と効果」で、主なもの3つをこちらに記載しております。 市町村に対する支援の効果は、平成27年度2,185~クタールであったものが、29年度には2,272 ヘクタールに拡大されておりますので一定の効果が見られたと考えております。

続きまして10ページ。4「都道府県の推進活動等に関する自己評価等」になります。(1)「都道府県の推進活動に関する自己評価」につきましては、第4期対策に移行してからの取組面積が2年連続で増加している状況でありますので、事業の推進活動についても一定の効果があったと考えております。そのような中でも、集落戦略を作成した集落数が24集落でございますので、今後、作成を予定している70集落への支援を行っていきたいと考えております。

(2)「本制度の推進に関する課題と今後、必要な支援」につきましては、県内どの市町村も同じ状況ではありますが、高齢化や後継者不足、鳥獣害被害等の活動の継続が妨げになる課題と捉えておりまして、今後、活動を継続していくのが困難になると回答する組織数が多い状況となることから、県としましては協定内の話し合い活動の充実や意向把握が十分に行えるように、集落連携加算、集落戦略の作成支援などを通しまして、本制度への継続へ向けた様々な課題を地域が解決していけるように支援していきたいと考えております。また、引き続き市町村に対しては、交付事務に係わる支援等、県の地方機関を通じて随時対応していくと共に、集落体制づくり支援やグリーン・ツーリズムなどの事業等も活用しながら、中山間地域の活性化を支援していきたいというふうに考えております。以上になります。

大泉委員長: ありがとうございました。これは市町村から提出された数字・内容、例えば優良と か適当とか要指導だとかというものをそのまま載せているのですか。それとも県が精査して数字 等を変えているのですか。

佐々木班長:集計につきましては市町村から提出された数字等をそのまま集計しております。

|大泉委員長|:わかりました。ご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。

<u>阿部委員</u>:これから指導・助言が必要なところには実際にいろいろな働きかけをされると思うのですけれど、例えば集落の皆様全体にもう少しこうした方が良いと説明するのか、あるいは代表の方に働きかけをするのか、いろいろなパターンがありますけれども、どのように指導をしていくのですか。

佐々木班長: 各協定組織の皆様に対する指導は、市町村から行っています。先程の中間指導で県の地方機関が同行しまして、市町村と一緒に指導している状況となっております。それから今後の「要指導」の組織につきましては、今までは県内1か所で活動組織の研修会を開いているのですけれども、協定組織に直接届いていないというような実態も分かってきましたので、来年度に

つきましては管内毎に該当の協定組織をお呼びしまして,周知を図っていきたいと考えております。

阿部委員:ご説明の中で市町村の担当者の方が1人か2人ぐらいとのことでした。市町村によって協定の数も様々ですけれども、やはり市町村の方はお忙しいでしょうから、手が回りきれないところもあると想像しまして、やはり県庁や地方事務所のご支援をお願い出来ればというふうに思った次第です。

大泉委員長: ありがとうございました。これの支援効果は大体, ◎じゃなくて○が多い。○というのは可もなく不可もなくとも読める。長年やっていると市町村からいろいろな助言をいただくのは, 当たり前だと思ってしまうのかもしれない。他いかがでございましょうか。

高橋専門委員:中間年評価資料の2ページに関する件です。(3)で自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況というところで、宮城の場合は集団的かつ持続的な体制整備というのに取り組んでいる協定が130ある。これらは15ヘクタールを超える場合は集落戦略というのを作らなければならないということですか。

<u>佐々木班長</u>: 作ることが可能ということです。作ることによっていろいろな制度上の恩恵を受けられるということです。

[髙橋専門委員]: 2ページでは集落協定内での話し合いの状況では適当が174で、要指導・助言が37だけれども、3ページにいくと集落戦略というのをまだ作っていないところが70もある。これらはこのパンフレットによると29年度中に作らなくてはならないということは、忙しい仕事だと思う。集落戦略というのはいかなるものかこのパンフレットの9ページの記載例を見るとかなり難しい。農用地の将来像を概ね10年から15年に向けて維持するための課題とか、相当長期スパンでの議論を重ねて集落戦略を練るというのは、僅か1か月位で、こういう長期スパンのものを作れるのだろうかと思う。誰かがアドバイスし、あるいは将来の方向も含めた、もう少し安定的な話ができるようでないと自分で書けるようなものではなさそうだと思う。これに対して、県庁、事務所、主体は市町村になると思うのだけれども、市町村の取り組み実態からすると非常に手が足りないという実態がある。山積した課題が多い中で、どのようにこの課題を乗り越えようとしているのかを、集落戦略を作らせるための戦略を聞かせてもらいたい。

佐々木班長: 今作成している市町村協定の情報などを収集し、多くの事例として示すことなどにより、作成の支援を進めていきたいと考えております。また、集落戦略の作り方の説明会などが実施していけるか検討して参ります。

高橋専門委員:集落の皆さんは、書きたくないわけではなくて書こうとしても、どうやって書く のだろうか不安があると思う。是非、丁寧な指導をお願いしたいと思います。

「店橋委員」: 7ページの市町村の推進体制の従事日数の多い業務というのがあって、これが市町村の方々が携わっている本当の実態と思って見ていますが、そうするとやっぱりそこの⑥の「自律的かつ持続的な農業生産活動に関する支援」というのは少ししか入っていないし、⑦の「集落戦略の作成支援」というところはゼロとか。多分これが現実だろうと改めて受け取っています。自己評価で気仙沼市が△となっており、自治体側の人員不足で集落支援が円滑に進められていないということで、他の機関と連携以上に業務委託を可能とすることが重要と思うと記載されております。これは1つの提案だろうと思うのですけれども、農業関係の団体等との連携だけでは足りず、もう一段何か欲しいと言っているような声のような形で受け取りました。このような改善に対する提案と言いますか、そういったものを引き出していくと次の改善みたいなものも出てくるのかと思いながら聞いておりました。市町村の担当の方々はどんなふうに改善したいと思ってい

るのか、断片的でもいいですので、特に気仙沼のことについて何かコメントがあればお聞きした いと思うのです。

佐々木班長: 気仙沼市の担当者が実質1名で従事しておりまして、多面的機能も兼務している状況であります。また、組織数も多いので、1~クタールから2~クタール規模の協定組織を連携するなどして、活動の継続や事務処理の簡略化を進めたいと市の担当者は考えていると思われます。事務所としてもその連携をどのように作れるかということで、ある組織で検討を今年度から始めております。また七ケ宿町では外部団体の方が、事務処理を手伝っていただいているところもあります。今後とも市町村の意見を反映させながら県としても支援の方法を検討していきたいと考えております。

大泉委員長:よろしいですか。中山間地域等直接支払交付金の中間年評価について、了承されたということで次の農村活性化事業にいきます。よろしくお願いします。

佐藤主事: それでは資料3の「中山間地域等農村活性化事業について」引き続き説明させていただきます。

佐藤主事: それではまず1ページをお開き下さい。1の平成29年度の実績見込についてです。まず(1)「基金の運用状況」と致しまして、①「基金元本」は現在684,645千円となっております。②「基金の運用益」が今年度につきましては5,736千円となっております。

続いて(2)「主な取り組み」と致しまして、①「ふるさと水と土指導員・保全隊に対する補助」と致しまして、今年度県内10の指導員及び保全隊の農地及び土地改良施設の保全活動に対し補助金を交付しております。対象団体等の概要及び位置図は3ページ以降に掲載しております。全体の事業費と致しましては1,890千円となっております。

②「みやぎのふるさと農美里フォトコンテストの開催」と致しまして、写真を通して県内の農業や農村の魅力を広く紹介することを目的に、今年度もフォトコンテストを開催しております。こちら宮城県中山間地域活性化推進協議会と宮城県土地改良事業団体連合会との共催となっております。募集期間は平成29年8月1日から12月28日までとなっております。こちらの審査は来年の平成30年2月上旬に県で行う予定となっております。こちら事業費は115千円となっております。

続きまして③「ふるさと水と土指導員・保全隊研修会の開催」と致しまして、補助金の交付を受けている「ふるさと水と土指導員」及び保全隊を対象と致しまして、活動推進のための研修会を開催予定となっております。こちら平成30年の2月16日に南三陸町さんさん館において開催する予定となっております。全体の事業費は31千円を予定しております。

続いて④「住民活動支援業務の実施」といたしまして、気仙沼市の赤岩地域において、急傾斜地の草刈り等の支援の在り方などを検討するワークショップ等を開催致しました。こちら全体事業費は1,728千円となっております。

続いて⑤「ふるさと・水と土指導員・保全隊の補助要綱等の見直し検討」と致しまして、農地や土地改良施設の利活用を基本とする地域住民活動への多様な展開を促進するために、指導員及び保全隊制度の調査、検討を行っております。今年度については指導員アンケート調査の実施と保全隊の活動状況の聞き取り調査を実施しております。

⑥「その他」と致しまして、今年度は基金への積立金が930千円。その他推進活動経費が1,042 千円となっております。

続いて 2ページをお開き下さい。 2 「平成 30 年度の計画について」と致しまして,まず(1)「基金運用(計画)」につきましては,まず平成 29 年度の実績の基金元本が 684, 645 千円。基金運用益が 5, 736 千円となっておりました。こちら平成 30 年度の計画につきましては,基金元本が積立金分の 930 千円が増となっておりまして,685, 575 千円。基金運用益が 5, 736 千円の予定となっております。

(2)「主な取り組み(計画)」と致しまして、①「ふるさと水と指導員・保全隊に対する補助」で、来年度につきましては県内15の指導員、保全隊に対して補助を予定しております。今後要望

量調査を実施する予定となっております。全体事業費は 2,750 千円を現在予定しております。② 「みやぎのふるさと農美里フォトコンテストの開催」と致しまして、平成 29 年度と同様に、こちらのフォトコンテストを開催予定となっております。こちら全体事業費は 115 千円と予定しております。

- ③「ふるさと水と土指導員・保全隊県内研修会の開催」と致しまして、こちらも平成29年度と同様「ふるさと水と土指導員」及び「保全隊」を対象と致しまして交流を兼ねた研修会を開催予定となっております。こちら全体事業費は40千円の予定となっております。
- ④「住民活動支援業務の実施」と致しまして、平成29年度に引き続き、気仙沼市で実施予定となっております。こちらの全体事業費は1,500千円の予定となっております。
- 続いて⑤「ふるさと・水と土指導員・保全隊の補助要綱等の改正」となっておりまして、まず中山間地域等農村活性化事業補助金交付要綱。こちら平成10年7月1日施行されているものですが、制度の改正を現在予定しております。また平成9年12月5日から施行されております。宮城県ふるさと・水と土指導員の設置も改正の予定となっております。
- ⑥「その他」と致しまして、来年度につきましては積立金のほうが0円。その他の推進活動経費のほうが1,331千円の予定となっております。
- 3ページが、平成29年度の補助金を交付している指導員・保全隊の活動地域図。4ページが補助額の一覧表となっております。こちらの一覧表で訂正があります。大崎市の内川・ふるさと保全隊の欄ですが、こちらに指導員名が入っていますが二人目を除いていただくようにお願い致します。以上で農村活性化事業の説明を終了致します。

大泉委員長:いかがでしょうか。

高橋委員:農美里フォトコンテストを長い間開催し、来年度も実施という話ですが、例えば他の団体で使いたいという時には貸し出しといいますか、使えるようにしていただくとありがたいと思っております。

佐々木班長: 宮城県中山間地域活性化推進協議会と土地改良連合会の共催になっておりますので、 ご確認して出来るだけ多くの皆さんに活用していただける方向で調整していきたいと思います。

<u>髙橋専門員</u>:ふるさと水と土指導員・保全隊の補助要綱等の見直し検討というのは、どんな目的で何をしようとしての改正なのか、狙いを教えていただければと思います。

佐々木班長:今年度、保全隊の活動、金額的には189万円ありましたが、来年度には275万円ということで、活動を活性化していきたいと考えておりまして、指導員の現状把握をするため今年度は、指導員にアンケート調査をお願いし、回収しております。それから、県の事務所を通じまして、保全隊でこれまで補助を受けて保全隊活動をしてきた活動組織が、その後どのような形で活動を継続しているのか、若しくは活動が出来なくなってきているのかを調査させていただいております。この結果を踏まえて、制度そのものを抜本的に見直す必要が出てくると考えているところです。国につきましても、この基金による事業の有効活用と言うことで、毎年のように話が来ておりますので、指導員をベースにした活動を活性化していきたいと考えております。

髙橋専門委員:分かりました。多面的機能支払というような土地改良の堅い枠組みだけではなく、もう少し広がりを持たせて、ゲンジボタルを守る会だとか、そういうところも結果的には水路の適切な維持管理が前提になるとか、水の管理になるとか、非常に多く見受けられますので、そういったところにも目を配っていただければと思います。

大泉委員長: 是非お願いします。よろしいですか。是非有効に使っていただければと思います。 本日の議題は一応これで全てでございますが、委員の皆さんの円滑な議事進行にご協力いただ きありがとうございました。これで、私の役目は終わらせていただきます。 司会:大泉委員長,どうもありがとうございます。

一今回の委員会が,2年間の任期の最後となりました。委員の先生,専門委員の皆様ありがとうございます。本日の第3回目のご意見等を踏まえながら,3事業の推進に役立てていきたいと思います。なお,本日の委員会の議事録は,冒頭でもお話ししましたが,公開となりますので,事務局で作成したものを後日メールまたはFAXで送付し,ご確認いただきますのでよろしくお願いしたいと思います。以上をもちまして,本委員会を閉会致します。どうも皆様,ありがとうございました。